第７期船橋市障害福祉計画及び第３期船橋市障害児福祉計画（素案）に対する意見募集の結果について

**資料４－２**

意見募集期間：令和５年１２月１５日（金）～令和６年１月１５日（月）

提出者数　　：４名（FAX：１名、オンライン申請：３名）

意見数　　　：４件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 意見内容 | 市の考え方 |
| ① | 一般就労率の向上、地域生活者数の増加について  今後より一層、地域や企業など、広い社会との連携が必要となっていくように感じます。その為の“歩み寄り”をする立場がどういう人なのかが不明瞭で気になります。  適したコーディネーター、ディレクション、ファシリテーション力のある方が地域デザインの中心となって活躍してくださることを願います。  目的の達成という数字の世界に、当事者やご家族のご意向が反映、含まれている状態にするにはどうしたらよいのか、同じ方向を目指せる方々と一緒に活動できましたら幸いです。 | 本計画の策定に当たっては、当事者団体、家族会といった障害福祉団体や障害福祉サービス事業所職員を構成員とする船橋市自立支援協議会や専門部会等への意見聴取を行っております。  計画策定後、毎年度、計画の達成状況の点検・評価を自立支援協議会に報告しますので、様々な立場の方からご意見をいただきながら障害福祉施策を進めていきたいと考えております。 |
| ② | 地域活動支援センターⅠ型、ピアスタッフで働いています。利用されているメンバーの方より、利用したいが、遠くて、行かれないのとの声を聞きます。地域活動支援センターⅠ型の小規模（居場所と相談だけでも利用できる）でも良いので、いくつかあるといいです。お願いします。 | 市内の地域活動支援センターについては、創作的活動などの機会提供や相談支援事業を行うⅠ型が1事業所、創作的活動や生産活動の機会を提供するⅢ型が4事業所ございます。各事業所が対象としている障害種別は、重複する部分もございますが、身体が1事業所、知的が2事業所、精神が4事業所となっております。  地域活動支援センターのほか、その他の障害福祉サービス等においても相談支援事業や創作的活動、生産活動の場の提供等を実施している事業所等があるため、適切なサービス利用につながるよう周知に努めて参ります。 |
| ③ | 10頁について。ライフラインに沿った切れ目ない支援というが、就学、学校卒業と切れ目が出てしまっていると思う。心理士さんや言語聴覚士、作業療法士さんの支援や相談が就学以降得られにくい。彼らを障害福祉課に配置させたり、医療機関の言語リハを成人後も続けられるようにするなど対策を取ってほしい。  また、こども発達相談センターの体制強化とあるが、今の時代発達外来とかで発達相談が出来る。つまり、民間の医療機関と機能重複しているように感じるので強化は不要なのではないかと思うし、税金で運用するものか疑問だ。 | 現在、言語聴覚士、作業療法士等の専門職については、部署ごとの必要性を踏まえて配置を行っているところですが、いただいたご意見を踏まえ、そのようなご相談があった際には関係機関と連携し、適切な支援につなげられるよう取り組んで参ります。  なお、公の施設では、飯山満町にある船橋市リハビリセンターにおいてリハビリに関する総合相談窓口を設けており、お話を伺う中で、どのようなリハビリテーションが考えられるか、それを利用するためにはどのような手続きが必要かなどをご案内しております。  こども発達相談センターでは、関係機関と連携しながら、専門職による継続的な発達相談や運動機能の発達に係る支援等を実施しております。  また、当施設では、発達相談等を通して保護者の不安に寄り添いながら、一緒に発達特性の理解を深め、乳幼児期からの切れ目のない支援の一端を担っています。  虐待リスクが高いケースや経済的・精神的困難を抱えるケースの支援には、公的機関との連携を要すことを踏まえると、市としましては、発達相談を担う公立施設は必須と考えております。 |
| ④ | 「8 発達障害者等の支援」について、意見いたします。  発達障害は、現在、厚生労働省のホームページを参照すると、注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）、  限極性学習障害、その他（不器用さ、チック、吃音）に分けられています。  「8 発達障害者等の支援」のなかでは、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施、ペアレントメンターおよびピアサポートの活動のことが挙げられていますが、これらの活動は、上記すべての発達障害を想定されているでしょうか。  平成30に行われた厚生労働省の障害者総合福祉推進事業として公開された「吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく『チェックリスト』活用マニュアル」では、ASD、ADHDは社会性や多動・衝動性の症状が周囲から気づかれやすいのに対して、吃音、チック症、不器用、発達性読み書き障害は「顕在化しにくい発達障害」と説明されています。  なかでも、発達性読み書き障害は、就学後の不登校との関わりも指摘されており、就学前のスクリーニングを通して早期からの支援を模索することが重要です。  第３期船橋市障害児福祉計画におきましては、  １.　発達障害の種別を明記すること  ２．１．に応じた計画を明記すること  ３．上記「吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく『チェックリスト』活用マニュアル」の導入を検討いただけないかと思います。  よろしくお願いします。 | ペアレントメンター、ピアサポートの活動は、全ての発達障害を想定し、対象としております。  ペアレントトレーニングは、注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）の児童の保護者を対象に開発されたプログラムであり、対象となる児童の保護者に対して行っています。  限局性学習障害、その他（不器用さ、チック、吃音）に関しましては、心理士、言語聴覚士、作業療法士などが、それぞれの専門性に基づいて、個別の相談を行っています。  「吃音、チック症、読み書き障害、不器用の特性に気づく『チェックリスト』活用マニュアル」は、顕在化しにくい発達障害等を幼稚園・保育園等で早期に発見し、支援の手だてを探るために作られたものと考えております。  現在、本市のこども発達相談センターでは、直接の活用はしていませんが、同マニュアルの内容を踏まえた上で、専門職による相談及び保育所・幼稚園等を対象にした巡回相談を行っており、今後も早期からの発見と支援に努めて参ります。  第３期船橋市障害児福祉計画は、障害児通所支援等の提供体制の確保や見込み量を定める計画であることから、発達障害の詳細な種別や個別のマニュアル名称を計画に明記することは難しいと考えますが、ご意見をいただいた顕在化しにくい発達障害児への取り組みは、現在、こども発達相談センターの個別相談の中で対応しており、今後も対応していく旨について追記いたします。 |